

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	勝浦市

勝浦市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 勝浦市農林水産課 農林係
所在地 勝浦市新官 1343 番地の1
電話番号 0470-73-6635 (農林水産課直通)
FAX番号 0470-73-8788 (市役所2階)
メールアドレス nourin-n@city-katsuura.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種）・キョン・タヌキ・アライグマ・ハクビシン・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	勝浦市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻、筍	2,434千円、6.88ha
ニホンジカ	水稻	171千円、0.67ha
ニホンザル	水稻	225千円、0.78ha
キョン	水稻、野菜、乾しいたけ	2,740千円、0.54ha
タヌキ		－千円、－ha
アライグマ	水稻	144千円、0.13ha
ハクビシン		－千円、－ha
カラス		－千円、－ha

(2) 被害の傾向

イノシシ 2月から4月に筍、8月から9月に水稻が特に被害を受けている。被害区域は市内全域に及ぶ。近年は農地・農業用施設のほか、公園緑地等における掘り起こし被害が増加している。

ニホンジカ 年間を通して被害が発生している。4月から5月、8月から9月に水稻が特に被害を受けている。被害区域は市内全域に及び、特に上野地区、総野地区西部に集中している。総野地区東部の被害が増加傾向にある。

ニホンザル 年間を通して被害が発生している。数値として報告されていないが、家庭菜園の野菜や果樹にも被害が及んでいる。被害区域は市内全域に及び、特に上野地区西部に集中している。

キョン 4月から5月、8月から9月に水稻、4月から8月に畑作物が特に被害を受けている。被害区域は市内全域に及んでおり、市街地での出没情報も増加傾向にある。

タヌキ 被害金額の計上には至らないが、年間を通して畑作物全般に被害が及んでいる。被害区域は、市内全域に及ぶ。

アライグマ 年間を通して畑作物全般に被害が及んでいる。被害区域は、市内全域に及ぶ。

ハクビシン 被害金額の計上には至らないが、年間を通して畑作物全般に被害が及んでいる。被害区域は、市内全域に及ぶ。

カラス 被害金額の計上には至らないが、年間を通して果樹及び畑作物全般に被害が及んでいる。被害区域は、市内全域に及ぶ。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	2,434千円・6.88ha	1,704千円・4.81ha
ニホンジカ	171千円・0.67ha	120千円・0.46ha
ニホンザル	225千円・0.78ha	158千円・0.54ha
キョン	2,740千円・0.54ha	1,918千円・0.37ha
タヌキ	－千円・－ha	0千円・0ha
アライグマ	144千円・0.13ha	101千円・0.09ha
ハクビシン	－千円・－ha	0千円・0ha
カラス	－千円・－ha	0千円・0ha
合計被害金額	5,714千円・9.00ha	4,001千円・6.27ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>一斉捕獲及び罠による捕獲を夷隅郡市猟友会及び勝浦猟友会の協力により実施してきた。</p> <p>罠による捕獲を強化するため、市及び勝浦市有害鳥獣対策協議会で交付金事業等を活用して罠を購入し、捕獲従事者に配付した。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲場所での埋設処理</p> <p>わな等の整備状況 令和2年度 箱わな14基</p>	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の確保と育成が課題である。</p>

	令和3年度 箱わな 4基 令和4年度 箱わな 8基	
防護柵の設置等に関する取組	<p>国県の鳥獣被害防止総合対策事業等を活用して設置。金網柵の設置を集落単位で実施してきた。金網柵管理は集落で管理。</p> <p>安価で設置が容易な簡易電気柵の設置が増加している。管理は、個人及び関係者。</p> <p>防護柵の整備状況</p> <p>令和2年度 事業実施なし</p> <p>令和3年度 事業実施なし</p> <p>令和4年度 簡易電気柵 1,560m</p>	<p>過去に設置した金網柵の老朽化に伴い、今後集落単位の維持修繕等の費用が増大する。</p> <p>簡易電気柵設置について、多くの関係者からなる広範囲の設置を推進していくことが必要</p>
	<p>市の鳥獣被害防止柵設置事業を活用して設置。管理は、個人及び関係者。</p> <p>防護柵の整備状況</p> <p>令和2年度 簡易電気柵 3,725m</p> <p>令和3年度 簡易電気柵 4,028m 物理柵 100m</p>	

(5) 今後の取組方針

捕獲による有害獣の個体数の削減、防護柵等による農作物の防護など総合的に取組む必要がある。

捕獲については市及び協議会で罟を購入し、捕獲従事者に貸し出す。また、狩猟免許取得に係る経費を補助し、猟友会員の増員を図る。

防護については、交付金事業等を活用し、多くの関係者でまとまることによる効率的な設置方法を推進するとともに、中山間部の農地が点在・孤立する地域では市の鳥獣被害防止柵設置事業を活用し、設置後は鳥獣被害

対策実施隊を中心に適正な管理の指導を推進する。
 また、集落が一体となり耕作放棄地の管理や緩衝帯の設置等、生息環境管理を実施し、有害獣が近寄らない集落づくりを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

夷隅郡市猟友会の捕獲隊による捕獲・追払い活動を実施する。
 勝浦猟友会の狩猟免許所持者による年間事業計画において捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル キョン タヌキ アライグマ ハクビシン カラス	捕獲罟を製作・購入し、捕獲従事者に貸出し捕獲強化を図る。 農地所有者等に狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
 過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取りなどから被害状況を把握し設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
ニホンザル	120頭	140頭	140頭
キョン	3,000頭	3,500頭	3,500頭
タヌキ	300頭	300頭	300頭
アライグマ	800頭	800頭	800頭
ハクビシン	800頭	800頭	800頭
カラス	200羽	200羽	200羽

捕獲等の取組内容

被害の多い農振農用地区域を中心に、くくりわなや箱わなを重点的に設置し、捕獲強化を図るとともに、市街地を除く勝浦市全域でわな及び銃器による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

今後、被害状況・生息状況等の情報収集ができる環境を整えるとともに専門知識を有する人材を育成し、権限委譲が行える体制を整える。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・ニホンジカ	簡易電気柵(国交付金) 10,000m	簡易電気柵(国交付金) 10,000m	簡易電気柵(国交付金) 10,000m
	簡易電気柵(市単独) 2,000m	簡易電気柵(市単独) 2,000m	簡易電気柵(市単独) 2,000m
イノシシ・ニホンジカ	金網柵(国交付金) 500m	金網柵(国交付金) 500m	金網柵(国交付金) 500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル キョン タヌキ アライグマ ハクビシン	<p>捕獲による有害獣の個体数の削減、防護柵等による農作物の防護など総合的に取り組む必要がある。</p> <p>防護については、交付金事業等を活用し多くの関係者でまとめ、効率的な設置方法、適正な管理の指導を推進する。</p> <p>また、集落が一体となり耕作放棄地の管理や緩衝帯の設置等の生息環境管理を実施し、</p>

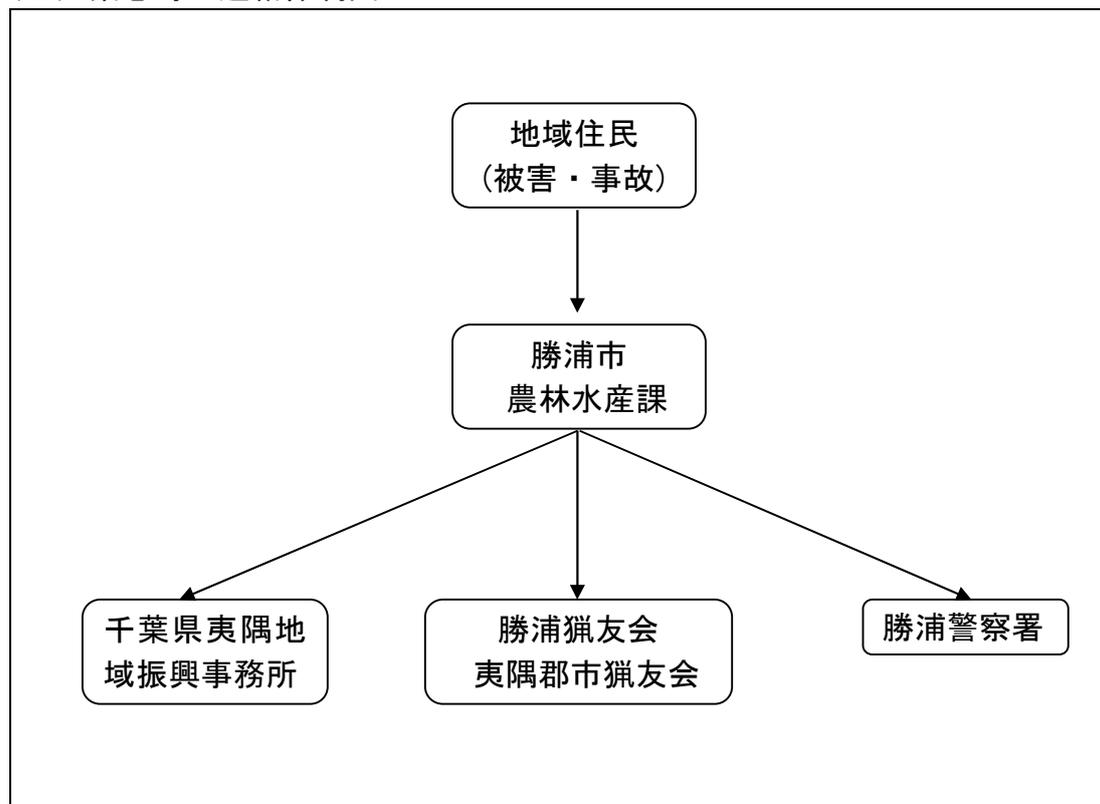
		有害獣が近寄らない集落づくりを目指す。
--	--	---------------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
勝浦市農林水産課	防災行政無線により地域住民へ周知するとともに、各関係機関と連携し対応を図る。
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲に係る指導・助言、その他必要に応じ、各関係機関と連携し対応を図る。
勝浦猟友会・夷隅郡市猟友会	捕獲・追い払い作業、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。
勝浦警察署	交通規制等の安全確保、その他必要に応じ、各関係機関と連携し対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制図



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として埋設処理を行う。

イノシシ、シカについては処理加工施設の活用により食肉として販売を行う等の展開を図る。他の獣種についても活用の検討を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、シカについては、市内処理加工施設及び、今後、建設が予定される施設の活用により食肉として販売を行う等の展開を図る。

なお、処理加工業者が受け入れたイノシシ肉の出荷に際しては、千葉県定める出荷・検査方針に基づき、勝浦市が適正に検査を行い、その結果については消費者・流通業者に対して適時・的確に情報を提供するとともに、処理加工業者が出荷・販売しているイノシシ肉が食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

他の獣種のジビエ活用を検討。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	勝浦市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
勝浦猟友会・夷隅郡市猟友会	有害鳥獣の捕獲実施
千葉県有害獣対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策の実施指導
千葉県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供
勝浦市勝浦地区	被害情報の提供
勝浦市興津地区	被害情報の提供
勝浦市上野地区	被害情報の提供
勝浦市総野地区	被害情報の提供
勝浦市農林水産課（勝浦市鳥獣被害対策実施隊）	協議会に関する連絡調整及び被害実態調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県農林水産部 夷隅農業事務所	防止柵等の事業に対する補助、助言、指導
千葉県環境生活部 夷隅地域振興事務所	捕獲等の事業に対する補助、助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月に市職員を指名し、実施隊を設置した。

今後は隊員の構成について、千葉県獣害と戦う農村集落づくり事業及び鳥獣被害対策体制整備支援事業を活用し、各地区において、被害防止対策に積極的に取り組む者を民間隊員として任命する方向で検討する。

民間隊員の活動内容は追い払い活動及び侵入防止柵の適正管理に係る指導又は助言、対象鳥獣の生息・出没状況及び被害発生時期の把握等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ICTやアプリ（かつうらメイト）の活用により市民からの目撃情報やわな設置希望箇所等の情報収集に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び夷隅地域振興事務所、夷隅農業事務所等、千葉県の機関と情報交換等連携を図る。

被害を受けている土地所有者の被害防止に対する意識の向上を図る。

地域全体で被害防止対策に取り組めるよう支援策を検討する。